

# ダイワ外貨MMF

アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託

## 運用報告書(全体版)

作成対象期間

第24期

(2020年1月1日～2020年9月30日)

信託終了日2020年9月30日

### 受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ダイワ外貨MMF（以下「ファンド」といいます。）のオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日に償還しました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

管理会社  
エスエムティー・ファンド・サービスズ  
(アイルランド) リミテッド

代行協会員  
大和証券株式会社

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	アイルランド籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	無期限(オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日に償還しました。)
繰上償還	(a) 受託会社は、ダイワ外貨MMFの存続を不適法にする法律が制定された場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (b) 管理会社は、すべてのポートフォリオの純資産総額の合計が5億円相当額を下回った場合等一定の場合、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (c) 受益者集会の特別決議により、ダイワ外貨MMFを解散させることができます。 (d) 管理会社は、ポートフォリオの存続を不適法にする法律が制定された場合等一定の場合、ポートフォリオを解散させることができます。 (e) ポートフォリオの受益者集会の特別決議により、ポートフォリオを解散させることができます。
運用方針	ファンドは、一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことをその基本方針としています。
主要投資対象	<p>1. 優良な固定利付債券および変動利付債券に投資します。 購入時に、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(S&amp;Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービス・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含みます。)のうちの一つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われます。 投資対象が格付を付与されていない場合においては、同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができます。</p> <p>2. 満期まで約13か月(397日)以内の債務のみに投資を行います。 各ポートフォリオの満期の加重平均<sup>(注1)</sup>は60日以内であり、各ポートフォリオの加重平均期間<sup>(注2)</sup>は120日を超えません。 (注1) 満期の加重平均は、金利リスクを測るために使用されます。満期の加重平均とは、変動利付債券の投資対象については「金利水準の次回変更時までの期間」、変動利付債券を除く他の投資対象については「元本償還までの期間」を用いて計算した、加重平均を指します。 (注2) 加重平均期間は、信用リスクを測るために使用されます。加重平均期間とは、変動利付債券の投資対象を含むすべての投資対象の「元本償還までの期間」の加重平均を指します。</p> <p>3. 基準通貨建ての投資対象および他の通貨建ての投資対象に投資を行います。 他の通貨建ての投資対象に投資を行う場合には、当該ポートフォリオの基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行います。</p> <p>4. 各ポートフォリオは、その資産の少なくとも99.5%を以下の金融商品に投資します。 ● EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行または一もしくは複数のEU加盟国が所属するその他の関連する国際金融機関もしくは組織によって個別にまたは共同で発行または保証される短期金融商品(以下「公債短期金融商品」といいます。) ● 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約 ● 現金 投資運用会社は、EU、EUの加盟国の中央・地域・地方の行政機関もしくは中央銀行、第三国の中央政府もしくは中央銀行(適格な欧州の国債機関債、準ソブリン債もしくは政府機関債の発行者を含みます。)により個別にまたは共同で発行または保証される様々な短期金融商品に各ポートフォリオの純資産価額の5%を超えて投資することができます。</p> <p>5. 各ポートフォリオは、以下の一または複数のカテゴリーの金融資産に投資するものとします。 ● 短期金融商品 ● 金融派生商品 ● 適格な証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー ● レポ契約 ● 金融機関の預金 ● リバースレポ契約 ● 他のMMFの受益証券または投資証券</p>

ファンドの運用方法	公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することを目的とします。
主な投資制限	<p>         ー各ポートフォリオは、(a)その資産の5%を超えて、同一の機関により発行される短期金融商品、証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに投資することができず、また、(b)その資産の10%を超えて、同一の金融機関の預金に、投資することができません。ただし、各ポートフォリオが登録されているEU加盟国内でこの分散規制を満たすのに十分な金融機関が存在せず、かつ、他の加盟国で預金することができない場合、各ポートフォリオの資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。       </p> <p>         ー証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパーに対する各ポートフォリオの全てのエクスポージャーの合計は、MMFの資産の15%を超えることができません。       </p> <p>         ー店頭デリバティブ取引の同一の取引相手方に対する各ポートフォリオのリスク・エクスポージャーの合計は、各ポートフォリオの資産の5%を超えることができません。       </p> <p>         ーレポ契約の一部として各ポートフォリオが受領する現金は、その資産の10%を超えないものとします。       </p> <p>         ーリバースレポ契約においてポートフォリオの同一の取引相手方に対して提供する現金総額は、各ポートフォリオ資産の15%を超えないものとします。       </p> <p> <b>流動性管理手続</b>          週次の流動性基準値の遵守を確保する際に、1週間満期の資産が、①当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における1日の純買戻し額が10%を超える場合、または、②ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該ポートフォリオの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとします。管理会社が各ポートフォリオの買戻しの停止を決定し、停止期間の合計が90営業日のうち15営業日を超える場合、各ポートフォリオは自動的に公債コンスタントNAV MMFではなくなるものとし、当該ポートフォリオの各受益者は、当該事由について書面により直ちに通知を受けるものとします。       </p>
分配方針	収益分配は、毎取引日に、運用実績に応じて、管理会社により宣言されます。月中の分配金は、毎月の分配再投資日にまとめて自動的に再投資されます。1口当たり分配額は、分配により、分配日の1口当たり純資産価格が各ポートフォリオの基準価格となるような金額です。

## I. 設定から前期までの運用の経過

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ(1996年7月22日～2019年12月31日)

### 投資環境について

オーストラリア金利は2008年までは高位で推移したものの、その後は低下しました。

1990年代から2000年代初頭にかけて、世界はアジア通貨危機やITバブルの崩壊などを経験する一方で、オーストラリアは比較的底堅い成長を維持しました。2001年以降、ITバブルの崩壊後にFRB（米国連邦準備制度理事会）が積極的な金融緩和を行う中で、世界経済は順調に回復を遂げていきました。その後2004年から2006年まで、FRBは段階的な金融引き締めを実施しました。オーストラリアでも、2002年から2008年までは緩やかに利上げを実施し、オーストラリア長期金利はその間おおむね5%を上回る水準で推移しました。

2008年以降は、米国住宅市況の悪化を契機に世界的な景気後退局面が到来しました。FRBは、政策金利を0-0.25%まで引き下げるとともに、3度にわたるQE（量的金融緩和政策）を実施しました。オーストラリアでも一時7%超あった政策金利を3.5%まで引き下げるなど金融緩和を実施し、オーストラリア金利は一時大きく低下する場面も見られました。その後、中国経済の成長の恩恵なども受けながらオーストラリアは順調に経済回復を遂げ、2009年から2010年にはRBA（豪州準備銀行）は利上げも実施しました。しかし欧州では2010年以降一部の国で過剰債務が問題になるなど、世界的に景気低迷が続き、RBAも2011年以降継続的な金融緩和政策へ転換しました。その中でオーストラリア金利は低下基調で推移しました。

2016年から2018年半ばまでは米国をはじめ世界経済がおおむね順調であった中で、オーストラリア金利はおおむね横ばいで推移しました。しかし2018年後半に入ると、米国景気後退懸念が高まる中で世界的にリスクセンチメントが悪化し、金利は急速に低下しました。

### ポートフォリオの概要

ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、ECPおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、高格付を維持しました。

## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(2004年7月23日～2019年12月31日)

### 投資環境について

ニュージーランド金利は2004年から2008年半ばまでは高位で推移したものの、その後は低下しました。

I Tバブルの崩壊後にF R B（米国連邦準備制度理事会）が積極的に利下げを行う中で、世界経済は順調に回復を遂げていきました。その後2004年から2006年まで、F R Bは段階的な金融引き締めを実施しました。ニュージーランドでも、2004年から2007年までは緩やかに利上げを実施し、ニュージーランド長期金利はおおむね6 %前後で推移しました。

2008年以降は、米国住宅市況の悪化を契機に世界的な景気後退局面が到来しました。F R Bは、政策金利を0 - 0.25%まで引き下げるとともに、3度にわたるQ E（量的金融緩和政策）を実施しました。ニュージーランドでも一時8 %超あった政策金利を2 %台まで引き下げるなど金融緩和を実施し、ニュージーランド金利は一時大きく低下する場面も見られました。その後、ニュージーランド経済は回復に向かうも、欧州では2010年以降一部の国で過剰債務が問題になるなど、世界的に景気低迷が続く中で、ニュージーランド金利は低下基調で推移しました。

2013年にR B N Z（ニュージーランド準備銀行）による利上げ期待が高まった際や、2016年に米国でトランプ氏が大統領選挙に当選した際などに、一時的にニュージーランド金利が上昇する場面も見られました。しかし、ニュージーランド経済の減速懸念を受けた2015年以降の利下げ、2018年後半に米国景気後退懸念が高まった際の世界的なリスクセンチメントの悪化などもあり、2010年代のニュージーランド金利は低下圧力が優勢となりました。

### ポートフォリオの概要

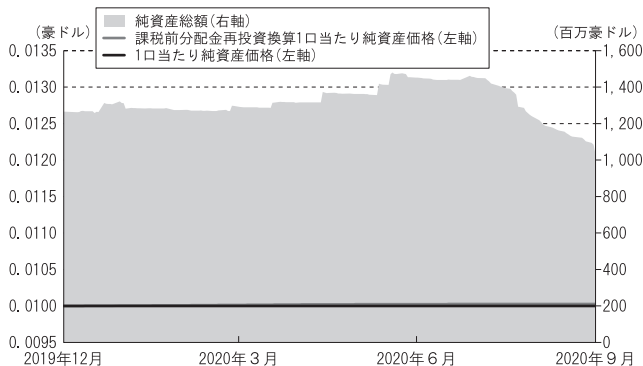
ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、E C Pおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、高格付を維持しました。

## Ⅱ. 当期の運用経過等

### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

#### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について

#### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ



#### 第23期末の1口当たり純資産価格

0.01豪ドル

#### 第24期末の1口当たり純資産価格

0.01豪ドル

(1口当たり分配金額：0.000027352豪ドル)

#### 騰落率

0.39%

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期中、ポートフォリオの1口当たり純資産価格は0.01豪ドルに維持されました。当期のポートフォリオの投資環境および運用経過については、後記の「投資環境について」および「ポートフォリオについて」の項をご参照ください。

(注1) 騰落率は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 第24期の騰落率は信託終了日前1年間の期間で計算しています。

(注4) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日にポートフォリオへ再投資したとみなして算出したもので、ポートフォリオ運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注5) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2019年12月末日のポートフォリオの1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

(注6) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注7) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

## ■分配金について

当期(2020年1月1日～2020年9月30日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該各再投資日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

(金額・豪ドル)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり 純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2020年1月30日	0.01	0.000005358 (0.05%)	0.000005358
2020年2月27日	0.01	0.000004118 (0.04%)	0.000004118
2020年3月30日	0.01	0.000005624 (0.06%)	0.000005624
2020年4月28日	0.01	0.000005108 (0.05%)	0.000005108
2020年5月28日	0.01	0.000003488 (0.03%)	0.000003488
2020年6月29日	0.01	0.000002241 (0.02%)	0.000002241
2020年7月30日	0.01	0.000000968 (0.01%)	0.000000968
2020年8月27日	0.01	0.000000360 (0.00%)	0.000000360
2020年9月29日	0.01	0.000000087 (0.00%)	0.000000087

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ポートフォリオの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

c = 当該再投資日の直前の再投資日における1口当たり純資産価格

(注3)2020年1月30日の直前の再投資日(2019年12月24日)における1口当たり純資産価格は、0.01豪ドルでした。

## ■投資環境について

2020年前半に世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受けて、投資家のリスク回避姿勢は一時大きく高まりました。また、経済を下支えることを目的として世界中の多くの中央銀行は大幅な金融緩和に踏み切り、RBAも3月に2度にわたって利下げを実施したほか、イールドカーブ・コントロール政策を導入するなど金融緩和を強化しました。こういった環境下で、オーストラリア国債金利は2020年の前半に大きく低下しました。その後も世界中で新型コロナウイルスの感染が続き各国の経済活動が抑制されると見込まれる中で、世界的に緩和的な金融政策が維持されるとの見方などからオーストラリア金利は低位での推移が続きました。RBAによるさらなる金融緩和期待が高まった9月には、オーストラリア金利は再度低下圧力が強まりました。

## ■ポートフォリオについて

オーストラリア・ドル・ポートフォリオの純資産総額は、前期末の水準を下回りました。ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、ECPおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、当期も高格付を維持しました。利回りを維持するためデュレーションは長く維持しましたが、償還が決まってからは償還日より前に満期を迎える債券やECPのみに投資を行ったことで、償還日が近づくにつれてデュレーションは短くなりました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

該当事項はありません。

## ■今後の運用方針

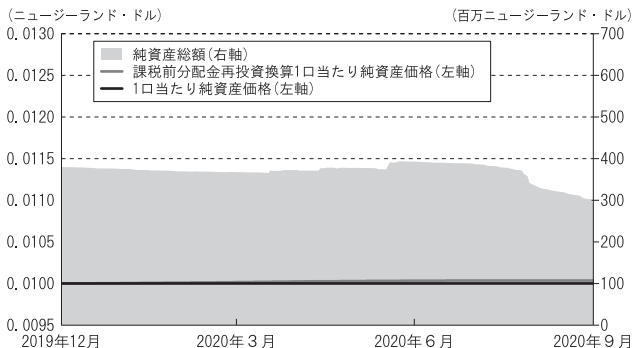
オーストラリア・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日付で、償還しました。



## ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

### ■ 1口当たり純資産価格等の推移について

#### ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ



#### 第23期末の1口当たり純資産価格

0.01ニュージーランド・ドル

#### 第24期末の1口当たり純資産価格

0.01ニュージーランド・ドル  
(1口当たり分配金額: 0.000038598ニュージーランド・ドル)

#### 騰落率

0.52%

#### ■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期中、ポートフォリオの1口当たり純資産価格は0.01ニュージーランド・ドルに維持されました。当期のポートフォリオの投資環境および運用経過については、後記の「投資環境について」および「ポートフォリオについて」の項をご参照ください。

(注1) 騰落率は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日に再投資したものとみなして計算しています。

(注2) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。

(注3) 第24期の騰落率は信託終了日前1年間の期間で計算しています。

(注4) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各取引日に宣言された税引前の分配金を当該取引日にポートフォリオへ再投資したとみなして算出したもので、ポートフォリオ運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注5) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2019年12月末日のポートフォリオの1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

(注6) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注7) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

## ■分配金について

当期(2020年1月1日～2020年9月30日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該各再投資日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

### ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

(金額:ニュージーランド・ドル)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり 純資産価格比率 <sup>(注1)</sup> )	分配金を含む1口当たり 純資産価格の変動額 <sup>(注2)</sup>
2020年1月30日	0.01	0.000006170 (0.06%)	0.000006170
2020年2月27日	0.01	0.000005252 (0.05%)	0.000005252
2020年3月30日	0.01	0.000006563 (0.07%)	0.000006563
2020年4月28日	0.01	0.000006886 (0.07%)	0.000006886
2020年5月28日	0.01	0.000005800 (0.06%)	0.000005800
2020年6月29日	0.01	0.000004284 (0.04%)	0.000004284
2020年7月30日	0.01	0.000002785 (0.03%)	0.000002785
2020年8月27日	0.01	0.000000768 (0.01%)	0.000000768
2020年9月29日	0.01	0.000000090 (0.00%)	0.000000090

(注1)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ポートフォリオの収益率とは異なる点にご留意ください。

$$\text{対1口当たり純資産価格比率(\%)} = 100 \times a / b$$

a = 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

(注2)「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

$$\text{分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額} = b - c$$

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日に再投資された1口当たり分配金額

c = 当該再投資日の直前の再投資日における1口当たり純資産価格

(注3) 2020年1月30日の直前の再投資日(2019年12月24日)における1口当たり純資産価格は、0.01ニュージーランド・ドルでした。

## ■投資環境について

2020年前半に世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受けて、投資家のリスク回避姿勢は一時大きく高まりました。また、経済を下支えることを目的として世界中の多くの中央銀行が大幅な金融緩和に踏み切る中で、RBNZ（ニュージーランド準備銀行）も3月に臨時会合を開き、0.75%ポイントの大幅利下げを実施しました。こういった環境下で、ニュージーランド国債金利は2020年初から低下傾向となりました。その後もRBNZはマイナス金利導入を示唆し金融機関にその準備を求めるなど、市場では近いうちにマイナス金利政策が導入されるとの期待が高まる中で、ニュージーランド金利への低下圧力が続きました。世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続き各国の経済活動が抑制されると見込まれたことなども、世界的に金利を押し下げる要因となりました。

## ■ポートフォリオについて

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの純資産総額は、前期末の水準を下回りました。ポートフォリオは、投資対象の品質を維持し、短期債、ECPおよび預金証書に投資し、可能な限り高利回りを維持しました。ポートフォリオの信用格付は、当期も高格付を維持しました。利回りを維持するためデュレーションは長く維持しましたが、償還が決まってからは償還日より前に満期を迎える債券やECPのみに投資を行ったことで、償還日が近づくにつれてデュレーションは短くなりました。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

該当事項はありません。

## ■今後の運用方針

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日付で、償還しました。

## ■費用の明細

項目	項目の概要	
運用管理費用 (管理報酬等)	ポートフォリオ毎に、純資産価額の年率1%に付加価値税(もしあれば)を加えた料率を上限とします。	
管理会社、投資運用会社、投資顧問会社、代行協会および日本における販売会社の報酬	<p>管理会社には、毎日発生し、各四半期末に後払いされる管理報酬がポートフォリオの資産の運用・管理業務の対価として支払われます。</p> <p>(注)投資運用会社に支払われる管理会社の報酬分に関しては、毎日発生し、各四半期につき2回支払われます。</p> <p>管理会社は、その受領した報酬から、投資運用会社、代行協会および日本における販売会社に対する報酬を支払います。投資運用会社は、ポートフォリオに関する投資運用業務の対価として、代行協会は、受益証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等の対価として、日本における販売会社は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのポートフォリオの管理、購入後の情報提供等の対価として、それぞれ報酬を受領します。投資運用会社は、その受領した報酬から、投資運用会社に対する投資助言業務の対価として投資顧問会社に対する報酬を支払います。</p>	
受託会社の報酬	受託会社には、毎日発生し、四半期末に後払いされる受託報酬が受託業務の対価として支払われます。	
その他の費用(当期)	オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	0.07%
	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	0.08%
	副保管者の報酬、監査報酬、弁護士報酬を含むその他の費用	

(注)運用管理費用(管理報酬等)については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、各ポートフォリオのその他の費用(当期)の金額を各ポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

### Ⅲ. 直近10期の運用実績

#### 1. 純資産の推移

下記会計年度末および第24会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第15会計年度末 (2011年12月31日)	1,692,368	124,508	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	1,585,775	116,665	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	1,285,734	94,591	0.01	1
第18会計年度末 (2014年12月31日)	1,082,400	79,632	0.01	1
第19会計年度末 (2015年12月31日)	1,052,532	77,435	0.01	1
第20会計年度末 (2016年12月31日)	1,006,681	74,062	0.01	1
第21会計年度末 (2017年12月31日)	993,955	73,125	0.01	1
第22会計年度末 (2018年12月31日)	1,111,068	81,741	0.01	1
第23会計年度末 (2019年12月31日)	1,262,295	92,867	0.01	1
第24会計年度末 (2020年9月30日)	1,029,728	75,757	0.01	1
2020年1月末日	1,282,183	94,330	0.01	1
2月末日	1,274,601	93,772	0.01	1
3月末日	1,290,230	94,922	0.01	1
4月末日	1,316,428	96,850	0.01	1
5月末日	1,362,780	100,260	0.01	1
6月末日	1,450,770	106,733	0.01	1
7月末日	1,450,158	106,688	0.01	1
8月末日	1,240,482	91,262	0.01	1
9月末日	1,029,728	75,757	0.01	1

(注1) 本書において、豪ドルおよびニュージーランド・ドルの円貨換算は、2020年10月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=73.57円および1ニュージーランド・ドル=69.27円）によります。以下同じです。

(注2) 2020年9月末日の情報は、償還処理前の状態を示しています。以下同じです。

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ニュージーランド・ドル	百万円	ニュージーランド・ドル	円
第15会計年度末 (2011年12月31日)	782,402	54,197	0.01	1
第16会計年度末 (2012年12月31日)	658,500	45,614	0.01	1
第17会計年度末 (2013年12月31日)	453,672	31,426	0.01	1
第18会計年度末 (2014年12月31日)	337,525	23,380	0.01	1
第19会計年度末 (2015年12月31日)	291,769	20,211	0.01	1
第20会計年度末 (2016年12月31日)	263,495	18,252	0.01	1
第21会計年度末 (2017年12月31日)	269,035	18,636	0.01	1
第22会計年度末 (2018年12月31日)	302,458	20,951	0.01	1
第23会計年度末 (2019年12月31日)	379,265	26,272	0.01	1
第24会計年度末 (2020年9月30日)	290,168	20,100	0.01	1
2020年1月末日	374,783	25,961	0.01	1
2月末日	369,435	25,591	0.01	1
3月末日	367,581	25,462	0.01	1
4月末日	372,499	25,803	0.01	1
5月末日	377,676	26,162	0.01	1
6月末日	392,461	27,186	0.01	1
7月末日	386,389	26,765	0.01	1
8月末日	341,293	23,641	0.01	1
9月末日	290,168	20,100	0.01	1

## 2. 分配の推移

下記会計年度における分配の推移は、以下のとおりです。

(10,000口当たり)

計算期間	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド・ドル)
第15会計年度	4.12911	2.12316
第16会計年度	3.17836	1.88943
第17会計年度	2.10897	1.90285
第18会計年度	1.93883	2.52071
第19会計年度	1.60401	2.62075
第20会計年度	1.30946	1.69986
第21会計年度	1.04569	1.25909
第22会計年度	1.20533	1.33529
第23会計年度	0.78874	0.83698
第24会計年度	0.27352	0.38598

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1豪セントおよび1ニュージーランド・セント(各ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われています。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されています。下記は2020年1月から2020年9月までの期間における前月最終営業日から各月最終営業日直日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示しました。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ (豪ドル)	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ (ニュージーランド・ドル)
2020年1月31日	0.05358	0.06170
2020年2月28日	0.04118	0.05252
2020年3月31日	0.05624	0.06563
2020年4月29日	0.05108	0.06886
2020年5月29日	0.03488	0.05800
2020年6月30日	0.02241	0.04284
2020年7月31日	0.00968	0.02785
2020年8月28日	0.00360	0.00768
2020年9月30日	0.00087	0.00090

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものです。

最終営業日	オーストラリア・ドル・ ポートフォリオ (%)	ニュージーランド・ドル・ ポートフォリオ (%)
2020年1月31日	0.57519	0.66236
2020年2月28日	0.53681	0.68463
2020年3月31日	0.64148	0.74859
2020年4月29日	0.64290	0.86668
2020年5月29日	0.42437	0.70566
2020年6月30日	0.25561	0.48864
2020年7月31日	0.11397	0.32791
2020年8月28日	0.04692	0.10011
2020年9月30日	0.00962	0.00995



### 3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末の発行済口数は、以下のとおりです。なお、括弧内の数字は、本邦内における販売、買戻し及び発行済の各口数です。

オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第15会計年度	176,922,887,662 (176,922,887,662)	184,197,041,208 (184,197,041,208)	169,236,810,822 (169,236,810,822)
第16会計年度	184,488,032,303 (184,488,032,303)	195,147,381,169 (195,147,381,169)	158,577,461,956 (158,577,461,956)
第17会計年度	147,686,192,561 (147,686,192,561)	177,690,305,788 (177,690,305,788)	128,573,348,729 (128,573,348,729)
第18会計年度	89,579,684,482 (89,579,684,482)	109,913,024,763 (109,913,024,763)	108,240,008,448 (108,240,008,448)
第19会計年度	113,238,971,182 (113,238,971,182)	116,225,733,944 (116,225,733,944)	105,253,245,686 (105,253,245,686)
第20会計年度	69,988,597,462 (69,988,597,462)	74,573,766,023 (74,573,766,023)	100,668,077,125 (100,668,077,125)
第21会計年度	74,410,030,551 (74,410,030,551)	75,682,619,893 (75,682,619,893)	99,395,487,783 (99,395,487,783)
第22会計年度	70,734,678,646 (70,734,678,646)	59,023,369,033 (59,023,369,033)	111,106,797,396 (111,106,797,396)
第23会計年度	83,577,037,154 (83,577,037,154)	68,454,351,273 (68,454,351,273)	126,229,483,277 (126,229,483,277)
第24会計年度	54,883,090,651 (54,883,090,651)	181,112,573,928 (181,112,573,928)	0 (0)

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第15会計年度	48,412,728,123 (48,412,728,123)	51,214,036,478 (51,214,036,478)	78,240,163,450 (78,240,163,450)
第16会計年度	36,534,103,962 (36,534,103,962)	48,924,313,479 (48,924,313,479)	65,849,953,933 (65,849,953,933)
第17会計年度	27,833,248,797 (27,833,248,797)	48,316,052,686 (48,316,052,686)	45,367,150,044 (45,367,150,044)
第18会計年度	28,143,577,419 (28,143,577,419)	39,758,256,984 (39,758,256,984)	33,752,470,479 (33,752,470,479)
第19会計年度	22,364,500,234 (22,364,500,234)	26,940,087,248 (26,940,087,248)	29,176,883,465 (29,176,883,465)
第20会計年度	12,492,866,694 (12,492,866,694)	15,320,211,559 (15,320,211,559)	26,349,538,600 (26,349,538,600)
第21会計年度	19,713,890,761 (19,713,890,761)	19,159,965,901 (19,159,965,901)	26,903,463,460 (26,903,463,460)
第22会計年度	19,037,955,082 (19,037,955,082)	15,695,621,432 (15,695,621,432)	30,245,797,110 (30,245,797,110)
第23会計年度	23,990,282,845 (23,990,282,845)	16,309,537,029 (16,309,537,029)	37,926,542,926 (37,926,542,926)
第24会計年度	8,687,300,442 (8,687,300,442)	46,613,843,368 (46,613,843,368)	0 (0)

#### IV. ファンドの経理状況

- a. ダイワ外貨MMFのオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFのオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ダイワ外貨MMFのオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの原文の財務書類は、米ドル、豪ドルおよびニュージーランド・ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2020年10月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。
- |               |   |        |
|---------------|---|--------|
| 1 豪ドル         | = | 73.57円 |
| 1 ニュージーランド・ドル | = | 69.27円 |
- なお、千円未満の金額は四捨五入されている。
- d. オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは2020年9月30日付で償還された。

# ダイワ外貨MMFのサブ・ファンドであるオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよび ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの管理会社に対する 独立監査人の報告書

## 法定外の財務書類の監査に関する報告書

### 監査意見

我々の意見では、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの法定外の財務書類（以下「財務書類」という。）は、

- ・ 2020年9月30日現在のオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの資産、負債および財務状態ならびに2020年1月1日から2020年9月30日（以下「当期間」という。）までの期間の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準）に従って適正に作成されている。

我々は、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2020年9月30日現在のオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財政状態計算書
- ・ 当期間のオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの包括利益計算書
- ・ 当期間のオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 重要な会計方針の記述を含むオーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの財務書類に対する注記

### 監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）に準拠して監査を行った。ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ダイワ外貨MMFに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

### 強調事項－作成の基準

修正されていない財務書類に対する我々の意見を形成するにあたり、我々は財務書類の注記2に記載されている会計の継続性の原則に関する開示の妥当性を検討した。オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、アイルランド中央銀行からの認可の取り消しを申請中であり、取引は停止済みである。したがって、会計の継続性の原則の適用は適切ではない。

### その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、本償還財務書類のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または本報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

## 財務書類および監査に対する責任 財務書類に対する管理会社の責任

AIFMの業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を表示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

## 財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、IAASAのウェブサイト [https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf) に示されている。当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

## 本報告書の利用

意見を含む本報告書は、2020年8月10日付で締結された我々の監査業務契約書に基づいて、管理会社のみのために、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオのアイルランド中央銀行からの認可の取り消しを申請することを唯一の目的として、作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明示的に同意している場合を除き、我々は、その他の目的（ダイワ外貨MMFの契約上の義務を含むがこれに限定されない。）に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

## その他の事項

本財務書類は、2013年欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規制に準拠して作成されていない点およびダイワ外貨MMFの法定上の財務書類でない点に注意されたい。

プライスウォーターハウスクーパース  
勲許会計士  
ダブリン  
2020年12月16日



## ***Independent auditors' report to the manager of Daiwa Gaika MMF on Australian Dollar Portfolio & New Zealand Dollar Portfolio, sub-funds of Daiwa Gaika MMF***

### **Report on the audit of the non-statutory financial statements**

---

#### **Opinion**

In our opinion, Australian Dollar Portfolio & New Zealand Dollar Portfolio's non-statutory financial statements (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the sub-fund's assets, liabilities and financial position as at 30 September 2020 and of their results for the period from 1 January 2020 to 30 September 2020 (the "period"); and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland").

We have audited the financial statements which comprise:

- the statements of financial position for the sub-funds as at 30 September 2020;
- the statements of comprehensive income for the sub-funds for the period then ended;
- the statements of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the sub-funds for the period then ended; and
- the notes to the financial statements for each of the sub-funds, which include a description of the significant accounting policies.

---

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)").

Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Independence**

We remained independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

---

#### **Emphasis of matter - Basis of preparation**

In forming our opinion on the financial statements, which is not modified, we have considered the adequacy of disclosures set out in note 2 to the financial statements concerning the going concern basis of accounting. The sub-funds are in the process of seeking revocation of authorisation from the Central Bank of Ireland and have ceased trading. Accordingly, the going concern basis of accounting is no longer appropriate.

---

#### **Reporting on other information**

The other information comprises all of the information in the Termination Financial Statements other than the financial statements and our auditors' report thereon. The manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon. In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.



---

## **Responsibilities for the financial statements and the audit**

### *Responsibilities of the manager for the financial statements*

As explained more fully in the Statement of AIFM Responsibilities set out on page 6, the manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The manager is also responsible for such internal control as the manager determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the manager is responsible for assessing the sub-funds' ability to continue as going concerns, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

### *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at:

[https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description\\_of\\_auditors\\_responsibilities\\_for\\_audit.pdf](https://www.iaasa.ie/getmedia/b2389013-1cf6-458b-9b8f-a98202dc9c3a/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf).

This description forms part of our auditors' report.

### *Use of this report*

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the manager for the purposes of seeking the Revocation of Authorisation of the sub-funds from the Central Bank of Ireland in accordance with our engagement letter dated 10 August 2020 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come including without limitation under any contractual obligations of the Trust, save where expressly agreed by our prior consent in writing.

---

## **Other matter**

We draw attention to the fact that these financial statements have not been prepared under the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013, and are not the Trust's statutory financial statements.

A handwritten signature in blue ink that reads 'PricewaterhouseCoopers'.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants  
Dublin  
16 December 2020

ダイワ外貨MMF  
**オーストラリア・ドル・ポートフォリオ**  
**財政状態計算書**

2020年9月30日現在

	注記	2020年9月30日		2019年12月31日	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	1,030,216,319	75,793,015	189,577,789	13,947,238
未収債権	6	80,968	5,957	1,650,122	121,399
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	—	—	1,077,777,953	79,292,124
資産合計		1,030,297,287	75,798,971	1,269,005,864	93,360,761
<b>負債</b>					
未払債務	7	1,030,297,287	75,798,971	6,710,945	493,724
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		1,030,297,287	75,798,971	6,710,945	493,724
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		—	—	1,262,294,919	92,867,037

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

エスエムティール・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドを代表して署名。

中村 佳史      ピーター・キャラハン

日付：2020年12月16日

ダイワ外貨MMF  
**オーストラリア・ドル・ポートフォリオ**  
**包括利益計算書**

2020年1月1日から2020年9月30日(償還日)までの期間

	注記	2020年9月30日		2019年12月31日*	
		(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	5,016,851	369,090	17,706,441	1,302,663
その他の収入	2	80,502	5,923	—	—
純収益合計		5,097,353	375,012	17,706,441	1,302,663
費用					
投資運用報酬	9	214,741	15,798	1,375,587	101,202
管理事務報酬	9	47,431	3,489	351,635	25,870
副保管報酬	9	51,610	3,797	378,183	27,823
受託会社報酬	9	25,904	1,906	189,397	13,934
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	715,828	52,663	5,410,653	398,062
監査報酬		19,218	1,414	21,357	1,571
その他の費用	9	620,955	45,684	679,840	50,016
費用合計		1,695,687	124,752	8,406,652	618,477
ファイナンス費用					
分配金	2	(3,401,666)	(250,261)	(9,299,789)	(684,185)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

\* 2019年12月31日に終了した年度

利益および損失は、専ら非継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。



ダイワ外貨MMF  
**オーストラリア・ドル・ポートフォリオ**  
**買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書**  
 2020年1月1日から2020年9月30日(償還日)までの期間

	2020年		2019年*	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	1,262,294,919	92,867,037	1,111,068,024	81,741,275
買戻可能受益証券の発行手取金	548,830,907	40,377,490	835,770,372	61,487,626
買戻可能受益証券の買戻支払金	(1,811,125,826)	(133,244,527)	(684,543,477)	(50,361,864)
9月30日/12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	—	—	1,262,294,919	92,867,037

\* 2019年12月31日に終了した年度

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
**財政状態計算書**

2020年9月30日現在

	注記	2020年9月30日		2019年12月31日	
		(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
<b>資産</b>					
定期預金を含む現預金	5	290,349,724	20,112,525	72,521,526	5,023,566
未収債権	6	3,496	242	787,937	54,580
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	—	—	307,759,464	21,318,498
資産合計		<u>290,353,220</u>	<u>20,112,768</u>	<u>381,068,927</u>	<u>26,396,645</u>
<b>負債</b>					
未払債務	7	<u>290,353,220</u>	<u>20,112,768</u>	<u>1,803,467</u>	<u>124,926</u>
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		<u>290,353,220</u>	<u>20,112,768</u>	<u>1,803,467</u>	<u>124,926</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		<u>—</u>	<u>—</u>	<u>379,265,460</u>	<u>26,271,718</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

エスエムティール・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッドを代表して署名。

中村 佳史      ビーター・キャラハン

日付：2020年12月16日

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ  
**包括利益計算書**

2020年1月1日から2020年9月30日(償還日)までの期間

注記	2020年9月30日		2019年12月31日*		
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	2,022,610	140,106	5,310,457	367,855
その他の収入	2	3,240	224	—	—
純収益合計		2,025,850	140,331	5,310,457	367,855
費用					
投資運用報酬	9	86,909	6,020	469,871	32,548
管理事務報酬	9	18,951	1,313	101,707	7,045
副保管報酬	9	20,287	1,405	109,571	7,590
受託会社報酬	9	10,334	716	54,786	3,795
販売会社報酬および 代行協会員報酬	9	289,909	20,082	1,566,024	108,478
監査報酬		20,535	1,422	6,498	450
その他の費用	9	196,457	13,609	211,210	14,631
費用合計		643,382	44,567	2,519,667	174,537
ファイナンス費用					
分配金	2	(1,382,468)	(95,764)	(2,790,790)	(193,318)
分配後の買戻可能受益証券 保有者に帰属する純資産の変動		—	—	—	—

\* 2019年12月31日に終了した年度

利益および損失は、専ら非継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF  
**ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ**  
**買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書**  
 2020年1月1日から2020年9月30日(償還日)までの期間

	2020年		2019年*	
	(ニュージーランド・ドル)	(千円)	(ニュージーランド・ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	379,265,460	26,271,718	302,457,972	20,951,264
買戻可能受益証券の発行手取金	86,873,004	6,017,693	239,902,828	16,618,069
買戻可能受益証券の買戻支払金	(466,138,464)	(32,289,411)	(163,095,340)	(11,297,614)
9月30日/12月31日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	—	—	379,265,460	26,271,718

\* 2019年12月31日に終了した年度

添付の注記および投資有価証券明細表は、当償還財務書類の一部である。

## ダイワ外貨MMF

オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

### 償還財務書類に対する注記

2020年9月30日

#### 1. 一般的情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2019年1月21日付で中央銀行により認可されている。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を随時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオであった。カナダ・ドル・ポートフォリオは、2020年6月30日付で償還された。

当償還財務書類は、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンズ」という。）の財務情報のみに関する。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティール・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンズは、2020年9月30日に最終償還金が反映され、同日付で償還された。最終償還金は当償還財務書類に含まれており、2020年10月1日に支払われた。

#### 2. 重要な会計方針

サブ・ファンズが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

##### 作成の基準

サブ・ファンズの償還財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。財務書類は非継続企業を前提として作成されている。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。

見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業期間だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業期間においてまとめられ、修正が当事業期間および将来事業期間に影響を与える場合は、修正事業期間および将来事業期間においてまとめられる。

現在の厳しい市況を考慮し、エスエムティール・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、投資運用会社の助言に基づいて、オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオを2020年9月30日付で償還することを決定した。

## 投資有価証券

当カテゴリは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブカテゴリに分けられた。

サブ・ファンズは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。当該金融資産は、取引用の保有として分類されるかまたは開始時に損益を通じて公正価値で測定されるものと管理会社によって指定された。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価値（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成された。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定した。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価された。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、IAS39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用した。

### 認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（サブ・ファンズが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識された。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはサブ・ファンズが所有権のリスクおよび利益を实质上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消された。

## 外貨

資産および負債は、個別ポートフォリオが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）を用いて計算された。これは、それぞれ豪ドル（「AUD」）およびニュージーランド・ドル（「NZD」）であった。外貨建ての資産および負債は、期／年度末日の為替レートで豪ドルおよびニュージーランド・ドルに換算された。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に各基準通貨に転換された。取引活動から生じる外貨損益は、当期／年度の包括利益計算書に計上される。

## 外貨換算

サブ・ファンズは、日本の受益者から、豪ドルおよびニュージーランド・ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理した。サブ・ファンズの主要な活動は、信託証券に列挙されている公認の証券取引所において取引される高品質の固定および変動金利の債券に投資することによって当期利益をもたらしつつ、元本価値を保持し、また高い流動性を維持することである。サブ・ファンズの運用実績は、それぞれ豪ドルおよびニュージーランド・ドルで測定され受益者に報告された。管理会社は、各通貨がそれぞれのポートフォリオの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も誠実に表示する通貨とみなしていた。サブ・ファンズの償還財務書類は、それぞれポートフォリオの機能および表示通貨である豪ドルおよびニュージーランド・ドルで表示される。

## 収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理された。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得された。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

## その他の収益

サブ・ファンズの償還により発生する追加費用を投資運用会社が負担することが合意された。投資運用会社が負担する追加費用の合計額は、それぞれ80,502豪ドルおよび3,240ニュージーランド・ドル（2019年12月31日：豪ドルおよびニュージーランド・ドルともになし）である。

## 費用

費用は、発生基準で会計処理された。

## 買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類された。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01豪ドル／0.01ニュージーランド・ドルで維持された。

買戻可能受益証券は、サブ・ファンズの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもダイワ外貨MMFに入れ戻すことができた。受益者がサブ・ファンズに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、期/年度末日現在の買戻金額で計上された。

#### 分配方針

管理会社は、各取引日に各サブ・ファンドに関して分配を宣言した。各サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、各サブ・ファンドの当該通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当した。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンズは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

### 3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析された。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- ・ 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

2020年9月30日現在、サブ・ファンズが保有する有価証券はなかった。

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ レベル2 AUD	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ レベル2 NZD
<b>2019年12月31日</b>		
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	1,075,210,502	307,208,603
クーポン未収利息	2,567,451	550,861
	<b>1,077,777,953</b>	<b>307,759,464</b>

クラスが保有する全証券は、レベル2として分類された。2020年1月1日から2020年9月30日までの期間および2019年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

### 4. 投資有価証券

サブ・ファンズの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

#### 市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じた。それは、サブ・ファンズが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表した。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されていた。

#### 価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンズの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクであった。サブ・ファンズの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

### 通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利益変動によりサブ・ファンズが被る潜在的損失を表した。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはなかった。

### 金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義された。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じた。

以下の表は、期／年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンズのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいずれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンズの資産および取引負債が含まれている。

### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2020年9月30日

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	1,030,216,319	—	—	—	1,030,216,319
未収債権	—	—	—	80,968	80,968
資産合計	<b>1,030,216,319</b>	—	—	<b>80,968</b>	<b>1,030,297,287</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	1,030,297,287	1,030,297,287
負債合計	—	—	—	<b>1,030,297,287</b>	<b>1,030,297,287</b>
金利感度ギャップ合計	<b>1,030,216,319</b>	—	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

### オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

2019年12月31日

	1か月未満 AUD	1～3か月 AUD	3か月超 AUD	無利息 AUD	合計 AUD
資産					
定期預金を含む現預金	189,577,789	—	—	—	189,577,789
未収債権	—	—	—	1,650,122	1,650,122
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	409,607,600	625,978,351	42,192,002	—	1,077,777,953
資産合計	<b>599,185,389</b>	<b>625,978,351</b>	<b>42,192,002</b>	<b>1,650,122</b>	<b>1,269,005,864</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	6,710,945	6,710,945
負債合計	—	—	—	<b>6,710,945</b>	<b>6,710,945</b>
金利感度ギャップ合計	<b>599,185,389</b>	<b>625,978,351</b>	<b>42,192,002</b>	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)



ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2020年9月30日

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	290,349,724	—	—	—	290,349,724
未収債権	—	—	—	3,496	3,496
資産合計	<b>290,349,724</b>	—	—	<b>3,496</b>	<b>290,353,220</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	290,353,220	290,353,220
負債合計	—	—	—	<b>290,353,220</b>	<b>290,353,220</b>
金利感度ギャップ合計	<b>290,349,724</b>	—	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

2019年12月31日

	1か月未満 NZD	1～3か月 NZD	3か月超 NZD	無利息 NZD	合計 NZD
資産					
定期預金を含む現預金	72,521,526	—	—	—	72,521,526
未収債権	—	—	—	787,937	787,937
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	120,942,918	186,816,546	—	—	307,759,464
資産合計	<b>193,464,444</b>	<b>186,816,546</b>	—	<b>787,937</b>	<b>381,068,927</b>
(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く) 負債					
未払債務	—	—	—	1,803,467	1,803,467
負債合計	—	—	—	<b>1,803,467</b>	<b>1,803,467</b>
金利感度ギャップ合計	<b>193,464,444</b>	<b>186,816,546</b>	—	N/A	N/A

(N/A : 該当なし)

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、オーストラリア・ドル・ポートフォリオについてはBBSW（バンク・ビル・スワップ・レファレンス・レート）、ニュージーランド・ドル・ポートフォリオについてはNZ Bank Bill Rate（ニュージーランド・バンク・ビル・レート）に、特定のペーシス・ポイント（bps：100分の1%）を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われた。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行った。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれた（現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を25ペーシス・ポイントおよび50ペーシス・ポイントに設定している。）。

以下の表は、金利がマイナス10ペーシス・ポイントからプラス50ペーシス・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2020年9月30日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	+0.50%	+0.25%	+0.0625%	-0.10%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	+0.50%	+0.25%	+0.0625%	-0.10%

(+6.25ペーシス・ポイントは買付値に基づく価格付を提供)

2019年12月31日

	+50bps	+25bps	+6.25bps	-10bps
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	-0.06%	-0.03%	-0.01%	0.01%
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	-0.05%	-0.03%	-0.01%	0.01%

(+6.25ペーシス・ポイントは買付値に基づく価格付を提供)

## 流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンズがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されたが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加した。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取った。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加した。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しかつ常時適用するものとした。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、(i) 当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引日における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、(ii) ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施した。

以下の流動性リスクの表は、期/年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンズの金融資産の分析である。

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
<b>2020年9月30日</b>		
現金	100.00%	100.00%
2-7日 <8	0.00%	0.00%
8-30日 <=30	0.00%	0.00%
31-90日 <=90	0.00%	0.00%
91-180日 <=180	0.00%	0.00%
181-365日 <=365	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%
<b>2019年12月31日</b>		
現金	14.96%	19.07%
2-7日 <8	4.34%	4.73%
8-30日 <=30	27.81%	24.01%
31-90日 <=90	49.54%	47.47%
91-180日 <=180	3.35%	4.72%
181-365日 <=365	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%
未払金	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1か月以内に期限到来する。

## 信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンズに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンズが負うこととなる損失によって測られた。サブ・ファンズは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っていた。サブ・ファンズは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別した。上場有価証券の全取引は、承認されたブローカーを介して引渡し時に決済され/支払われた。売却有価証券の引渡しは、ブローカーが支払を受領した時点でのみ行われたので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられた。買付代金の支払は、ブローカーが有価証券を受領した時点で行われた。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられた。銀行の倒産または破産により、預金に関するダイワ外貨MMFの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & P グローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視した。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社（「カストディアン」）として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を任命している。カストディアンは、次に副保管会社（「副保管会社」）としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、期末現在A+（2019年12月31日：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。

サブ・ファンズの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スウィープ（「CMS」）に現金が保管されている場合を除き、期/年度末現在、副保管会社に保有されていた。

カストディアンまたは副保管会社の倒産または破産により、カストディアンまたは副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンズの権利が妨げられるか制限されることがあった。サブ・ファンズの組入証券は、副保管会社により別口座で保管された。したがって、副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンズの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンズは、ダイワ外貨MMFの現金に関し、副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社の信用リスクにさらされた。副保管会社、CMS取引相手方または（カストディアンが利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンズは、サブ・ファンズの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされた。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スウィープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラム」という。）の対象となることがあった。回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムは、S & P グローバル社、ムーディーズ社またはフィッチ社による「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することを含まれた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スウィープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スウィープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意するべきである。「回収勘定」とは、（i）投資者からサブ・ファンズに支払われる申込金の受領、ならびに（ii）受益者への買戻金および/または分配金の払戻しのために使用される、管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンズが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & P グローバル社による格付の変更を記録するために監視された。

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
<b>2020年9月30日</b>		
Aaa	0.00%	0.00%
Aa1	0.00%	0.00%
Aa2	0.00%	0.00%
Aa3	0.00%	0.00%
A1	100.00%	100.00%
未払金	0.00%	0.00%
	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
<b>2019年12月31日</b>		
Aaa	66.12%	56.50%
Aa1	1.97%	2.15%
Aa2	18.19%	24.43%
Aa3	5.73%	8.42%
A1	7.99%	8.50%
未払金	0.00%	0.00%

上表は、2020年9月30日および2019年12月31日現在のムーディーズ社の長期格付（AaaからA1まで）による保有比率を示している。サブ・ファンズによるAaaおよびAaの格付（上位4つの格付）への投資は、2020年9月30日現在100%から0%に減少し、反対に、サブ・ファンズによるA1の格付への投資は、2020年9月30日現在0%から概ね100%に増加した。

これはサブ・ファンズの償還の準備のために2020年9月30日までにすべての資産が現金に換金されたためである。

以下の表は、各クラスが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

		オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
<b>2020年9月30日</b>			
TD	現金	100.00%	100.00%
	未払金	0.00%	0.00%
CD	預金証書	0.00%	0.00%
CP	コマーシャル・ペーパー	0.00%	0.00%
CB	社債	0.00%	0.00%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%
PN	約束手形	0.00%	0.00%
Bonds	債券	0.00%	0.00%
<hr/>			
		オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
<b>2019年12月31日</b>			
TD	現金	14.96%	19.07%
	未払金	0.00%	0.00%
CD	預金証書	0.00%	0.00%
CP	コマーシャル・ペーパー	68.03%	71.70%
CB	社債	0.00%	0.00%
TB	財務省短期証券	0.00%	0.00%
BA	銀行引受手形	0.00%	0.00%
BDN	銀行預金証書	0.00%	0.00%
PN	約束手形	0.00%	0.00%
Bonds	債券	17.01%	9.23%

2020年1月1日から2020年9月30日までの期間および2019年12月31日に終了した年度の投資有価証券取引からの(損)益はすべて包括利益計算書に計上されている。

#### 5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSに現金が保管されている場合または別の金融機関に預金されている場合を除き、副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。2020年9月30日現在、すべての現金残高（2019年12月31日現在、オーストラリア・ドル・ポートフォリオの1,697豪ドルおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオの1,440ニュージーランド・ドルの現金残高）はCMSに保管されていた。

サブ・ファンズは、未使用の豪ドル建およびニュージーランド・ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するために副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込むことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンズに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンズから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンズから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンズの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、当期/年度末現在副保管会社に保有されていた。

## 6. 未収債権

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ AUD	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ NZD
<b>2020年9月30日</b>		
未収利息	466	256
その他の資産 (注2)	80,502	3,240
	<b>80,968</b>	<b>3,496</b>
	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ AUD	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ NZD
<b>2019年12月31日</b>		
ファンド証券売却未収金	1,650,122	787,937
	<b>1,650,122</b>	<b>787,937</b>

## 7. 未払債務

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ AUD	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ NZD
<b>2020年9月30日</b>		
ファンド証券買戻未払金	1,029,727,946	290,168,052
未払報酬 (注9)	569,341	185,168
	<b>1,030,297,287</b>	<b>290,353,220</b>
	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ AUD	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ NZD
<b>2019年12月31日</b>		
ファンド証券買戻未払金	5,264,436	1,300,587
未払報酬 (注9)	1,308,272	453,167
未払分配金	138,237	49,713
	<b>6,710,945</b>	<b>1,803,467</b>

## 8. 期／年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2020年9月30日 (口数)	2019年12月31日 (口数)
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	126,229,483,277	111,106,797,396
発行受益証券	54,883,090,651	83,577,037,154
買戻受益証券	(181,112,573,928)	(68,454,351,273)
期末発行済受益証券	—	<b>126,229,483,277</b>
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ		
期首発行済受益証券	37,926,542,926	30,245,797,110
発行受益証券	8,687,300,442	23,990,282,845
買戻受益証券	(46,613,843,368)	(16,309,537,029)
期末発行済受益証券	—	<b>37,926,542,926</b>

## 9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計して各サブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払った。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされた。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われた。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払った。代行協会員および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受けた。各サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをした。

受託会社は、当該サブ・ファンドから支出経費の払戻しを受けた。

管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払った。

期/年度中のその他の費用は、以下のとおりである。

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
	AUD	NZD
<b>2020年9月30日</b>		
規制対応費用	25,303	20,698
弁護士費用	52,063	25,851
税務署手数料	4,404	4,557
印刷費用	487,955	127,625
その他の手数料	51,230	17,726
	<b>620,955</b>	<b>196,457</b>
	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
	AUD	NZD
<b>2019年12月31日</b>		
規制対応費用	31,651	24,010
弁護士費用	46,130	12,601
税務署手数料	3,378	935
印刷費用	495,226	132,604
その他の手数料	103,455	41,060
	<b>679,840</b>	<b>211,210</b>

期／年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
	AUD	NZD
<b>2020年9月30日</b>		
副保管報酬	6,420	1,730
監査報酬	18,794	20,252
弁護士費用	32,231	20,491
印刷費用	476,506	123,820
その他の費用	35,390	18,875
	<b>569,341</b>	<b>185,168</b>
	オーストラリア・ ドル・ポートフォリオ	ニュージーランド・ ドル・ポートフォリオ
	AUD	NZD
<b>2019年12月31日</b>		
投資運用報酬	75,435	31,846
管理事務報酬	64,813	21,546
副保管報酬	69,298	23,243
受託会社報酬	34,954	11,622
販売会社報酬および代行協会員報酬	997,053	332,755
監査報酬	20,045	6,058
弁護士費用	467	131
印刷費用	15,438	3,813
その他の費用	30,769	22,153
	<b>1,308,272</b>	<b>453,167</b>

#### 10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社／代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期／年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってサブ・ファンズと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適用ものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

期／年度末のサブ・ファンズの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は、以下のとおりである。

	2020年9月30日	2019年12月31日
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ	0	2
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ	0	2

各サブ・ファンドについての上表には、日本における販売会社である大和証券株式会社が含まれている。

#### 11. 純資産の推移

	2020年9月30日	2019年12月31日	2018年12月31日
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（豪ドル）	—	1,262,294,919	1,111,068,024
受益証券数（口）	—	126,229,483,277	111,106,797,396
1口当たり純資産価格（豪ドル）	—	0.01	0.01
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ			
純資産額（ニュージーランド・ドル）	—	379,265,460	302,457,972
受益証券数（口）	—	37,926,542,926	30,245,797,110
1口当たり純資産価格（ニュージーランド・ドル）	—	0.01	0.01

#### 12. 税金

現行法および慣行に従って、サブ・ファンズは、1997年租税統合法（改正済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。サブ・ファンズは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、サブ・ファンズに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、償還もしくは譲渡が含まれる。アイルランド免税投資家（1997年租税統合法（改正済）の第739条Dに定義される。）またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてサブ・ファンズに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改正済）のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、サブ・ファンズによって保持されなければならない。サブ・ファンズが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はサブ・ファンズまたは受益者に還付されない。

#### 13. ソフト・コミッション協定

サブ・ファンズは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

#### 14. 後発事象

当期末後から財務書類が承認された日までに、償還財務書類上で開示を要求される事象は発生しなかった。

#### 15. 償還財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2020年12月16日に承認された。



ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2020年9月30日

2020年9月30日現在、保有する有価証券はなかった。

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2019年12月31日

債務証券	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
<b>オーストラリア (2018年: 7.92%)</b>		—	—
<b>フィンランド (2018年: 0.45%)</b>		—	—
<b>フランス (2018年: 20.81%)</b>			
Acoss (Agence Central) 0.92% 17-Jan-20	25,000,000	24,992,950	1.98
Acoss (Agence Central) 1.02% 24-Jan-20	25,000,000	24,987,221	1.98
Acoss (Agence Central) 0.99% 29-Jan-20	25,000,000	24,985,965	1.98
Acoss (Agence Central) 0.88% 29-Jan-20	25,000,000	24,984,227	1.98
Acoss (Agence Central) 0.94% 18-Feb-20	30,000,000	29,966,576	2.37
Acoss (Agence Central) 0.89% 27-Feb-20	30,000,000	29,961,521	2.37
Caisse Des Depos Et Consignations 0.91% 19-Mar-20	30,000,000	29,944,507	2.37
Caisse Des Depos Et Consignations 0.99% 23-Mar-20	25,000,000	24,947,461	1.98
		214,770,428	17.01
<b>ドイツ (2019年: 33.74%)</b>			
FMS Wertmanagement 0.87% 08-Jan-20	25,000,000	24,998,795	1.98
FMS Wertmanagement 0.86% 17-Jan-20	35,000,000	34,990,823	2.77
FMS Wertmanagement 0.86% 21-Jan-20	35,000,000	34,987,487	2.77
FMS Wertmanagement 1.07% 28-Jan-20	27,000,000	26,982,425	2.14
FMS Wertmanagement 0.95% 14-Feb-20	20,000,000	19,979,575	1.58
FMS Wertmanagement 1.01% 28-Feb-20	25,000,000	24,962,800	1.98
FMS Wertmanagement 0.90% 19-Mar-20	20,000,000	19,963,610	1.58
KFW 0.91% 04-Feb-20	40,000,000	39,970,724	3.17
KFW 0.94% 14-Feb-20	25,000,000	24,974,738	1.98
KFW 1.10% 18-Feb-20	30,000,000	29,960,696	2.37
KFW 0.85% 04-Mar-20	40,000,000	39,945,019	3.16
KFW 1.00% 16-Apr-20	30,000,000	30,142,594	2.39
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 1.03% 23-Jan-20	25,000,000	24,987,834	1.98
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.93% 28-Jan-20	45,000,000	44,974,490	3.56
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.94% 05-Feb-20	50,000,000	49,960,927	3.96
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.95% 12-Feb-20	35,000,000	34,965,909	2.77
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.94% 02-Mar-20	20,000,000	19,970,850	1.58
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 0.94% 06-Mar-20	16,000,000	15,975,012	1.27
Landeswirtschaft Rentenbank 0.99% 20-Jan-20	17,270,000	17,281,031	1.37
Landeswirtschaft Rentenbank 1.06% 09-Mar-20	35,180,000	35,450,950	2.81
NRW Bank 1.04% 14-Jan-20	25,000,000	24,994,222	1.98
		620,420,511	49.15
<b>ルクセンブルグ (2018年: 1.71%)</b>		—	—

	名目保有高	公正価額 (豪ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券 (続き)</b>			
<b>オランダ (2018年: 9.89%)</b>			
Ned Waterschapsbank 0.87% 09-Mar-20	25,000,000	24,962,077	1.98
Ned Waterschapsbank 0.98% 18-Mar-20	30,000,000	29,941,047	2.37
		54,903,124	4.35
<b>ノルウェー (2018年: 1.44%)</b>			
		—	—
<b>国際機関 (2018年: 9.30%)</b>			
Asian Development Bank 0.99% 16-Jan-20	17,885,000	17,892,679	1.42
Asian Development Bank 0.96% 05-Mar-20	6,900,000	6,958,781	0.55
European Investment Bank 1.18% 06-Jan-20	35,000,000	35,000,000	2.77
European Investment Bank 1.18% 06-Jan-20	20,000,000	20,000,000	1.58
European Investment Bank 0.98% 30-Apr-20	11,993,000	12,049,408	0.96
IADB 1.09% 07-Feb-20	62,848,000	62,965,122	4.99
IBRD 1.09% 12-Mar-20	30,167,000	30,250,449	2.40
		185,116,439	14.67
クーポン未収利息 (2018年: 0.12%)		2,567,451	0.20
<b>債務証券合計 (2018年: 85.38%)</b>		<b>1,077,777,953</b>	<b>85.38</b>

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表  
2020年9月30日

2020年9月30日現在、保有する有価証券はなかった。

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表

2019年12月31日

	名目保有高	公正価額 (ニュージーラ ンド・ドル)	純資産 比率(%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストラリア (2018年: 5.29%)</b>		—	—
<b>フランス (2018年: 18.48%)</b>			
Acoss (Agence Central) 1.12% 17-Jan-20	18,000,000	17,993,865	4.75
Acoss (Agence Central) 1.16% 23-Jan-20	15,000,000	14,991,773	3.95
Acoss (Agence Central) 1.15% 06-Mar-20	15,000,000	14,971,286	3.95
Caisse Des Depos Et Consignations 1.17% 28-Jan-20	27,000,000	26,980,772	7.11
Caisse Des Depos Et Consignations 1.29% 30-Mar-20	18,000,000	17,945,996	4.73
		92,883,692	24.49
<b>ドイツ (2018年: 22.42%)</b>			
KFW 1.17% 06-Jan-20	18,000,000	18,000,000	4.75
KFW 1.18% 13-Feb-20	18,000,000	17,977,553	4.74
KFW 1.26% 20-Feb-20	18,000,000	17,971,741	4.74
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerderbank 1.04% 10-Jan-20	15,000,000	14,998,271	3.95
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerderbank 1.25% 28-Feb-20	12,000,000	11,978,032	3.16
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerderbank 1.28% 19-Mar-20	20,000,000	19,948,254	5.26
Landwirtschaft Rentenbank 1.20% 21-Jan-20	15,000,000	14,992,547	3.95
Landwirtschaft Rentenbank 1.07% 30-Jan-20	11,113,000	11,132,694	2.94
		126,999,092	33.49
<b>オランダ (2018年: 24.10%)</b>			
Ned Waterschapsbank 1.12% 02-Mar-20	22,000,000	21,961,816	5.79
		21,961,816	5.79
<b>国際機関 (2018年: 14.54%)</b>			
Asian Development Bank 1.08% 28-Jan-20	1,300,000	1,302,135	0.34
European Investment Bank 1.27% 12-Feb-20	22,000,000	21,971,439	5.79
European Investment Bank 1.24% 21-Feb-20	20,000,000	19,968,503	5.27
IBRD 1.23% 10-Feb-20	16,584,000	16,625,515	4.38
Nordic Investment Bank 1.22% 19-Mar-20	5,465,000	5,496,411	1.45
		65,364,003	17.23
クーポン未取利息 (2018年: 0.37%)		550,861	0.15
<b>債務証券合計 (2018年: 85.20%)</b>		<b>307,759,464</b>	<b>81.15</b>

ダイワ外貨MMF  
オーストラリア・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2020年9月30日

	名目取得高	名目売却高
Across (Agence Central) 0.98% 18-Jun-20	50,000,000	—
Across (Agence Central) 0.23% 13-Jul-20	50,000,000	—
Across (Agence Central) 0.08% 29-Sep-20	45,000,000	—
Across (Agence Central) 0.27% 29-Sep-20	50,000,000	—
Belgium (Kingdom of) 0.35% 16-Jun-20	60,000,000	—
Cades (Caisse D'Amortissement Dette) 0.47% 11-May-20	45,000,000	—
Cades (Caisse D'Amortissement Dette) 0.21% 18-Aug-20	50,000,000	—
Caisse Des Depos Et Consignations 1.96% 23-Apr-20	50,000,000	—
Euro Investment Bank 0.33% 06-Aug-20	100,240,000	—
FMS Wertmanagement 0.19% 26-Aug-20	50,000,000	—
FMS Wertmanagement 0.22% 29-Sep-20	55,000,000	—
Landeskreditbank Baden—Wuertt Foerderbank 0.25% 08-Sep-20	50,000,000	—
Landeskreditbank Baden—Wuertt Foerderbank 0.14% 29-Sep-20	50,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 2.52% 20-Apr-20	50,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.22% 22-May-20	50,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.30% 22-Jun-20	50,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.17% 24-Aug-20	50,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.02% 08-Sep-20	100,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.10% 29-Sep-20	80,000,000	—
Saxony—Anhalt 0.30% 11-Sep-20	55,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

ダイワ外貨MMF  
ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ

組入証券変動明細表

2020年9月30日

	名目取得高	名目売却高
Acoss (Agence Central) 0.69% 23-Jun-20	19,000,000	—
Acoss (Agence Central) 0.50% 28-Aug-20	19,000,000	—
Acoss (Agence Central) 0.46% 23-Sep-20	20,000,000	—
Bank Nederlandse Gemeenten 0.07% 04-Sep-20	18,000,000	—
Caisse Des Depos Et Consignations 0.42% 02-Sep-20	20,000,000	—
Caisse Des Depos Et Consignations 0.10% 29-Sep-20	25,000,000	—
Caisse Des Depos Et Consignations 0.36% 29-Sep-20	20,000,000	—
KFW 0.11% 29-Sep-20	18,000,000	18,000,000
KFW 0.11% 29-Sep-20	18,000,000	—
Landeskreditbank Baden-Wuertt Foerderbank 0.86% 15-Jun-20	24,000,000	—
Landeskreditbank Baden-Wuertt Foerderbank 0.40% 30-Jul-20	19,000,000	—
Landeskreditbank Baden-Wuertt Foerderbank 0.31% 29-Sep-20	20,000,000	—
Landeskreditbank Baden-Wuertt Foerderbank 0.41% 29-Sep-20	20,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 1.27% 12-Mar-20	20,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.69% 20-Jul-20	20,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.40% 18-Aug-20	19,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.17% 29-Sep-20	18,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.19% 29-Sep-20	18,000,000	—
Landwirtschaft Rentenbank 0.44% 29-Sep-20	20,000,000	—
Ned Waterschapsbank 1.14% 14-Apr-20	25,000,000	—

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の1銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期においてその他の投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

## V. 投資信託財産運用総括表

<オーストラリア・ドル・ポートフォリオ>

信託期間	投資信託 当初払込日	1996年7月22日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託 契約終了日	2020年9月30日		資産総額	1,030,297,287オーストラリア・ドル
区分	投資信託 当初払込時 <sup>(注)</sup>	投資信託契約 終了時	差引増減 <sup>(注)</sup>	負債総額	569,321オーストラリア・ドル
				純資産総額	1,029,727,966オーストラリア・ドル
受益証券口数	—	102,972,794,598口	—	受益証券口数	102,972,794,598口
元本額	—	1,029,727,966オーストラリア・ドル	—	1口当たり償還金	0.01オーストラリア・ドル

(注)当初払込時の情報が入手できないため、差引増減についても「—」と記載しています。

直近10会計年度における受益証券口数の推移については本書14頁、純資産総額の推移については下表をご参照ください。

各会計年度の状況（直近10会計年度）

計算期	期首純資産総額 (千オーストラリア・ドル)	期末純資産総額 (千オーストラリア・ドル)	1口当たり純資産価格 (オーストラリア・ドル)	1万口当たり分配金	
				金額 (オーストラリア・ドル)	分配率 (%)
第15期	1,765,110	1,692,368	0.01	4.12911	4.12911
第16期	1,692,368	1,585,775	0.01	3.17836	3.17836
第17期	1,585,775	1,285,734	0.01	2.10897	2.10897
第18期	1,285,734	1,082,400	0.01	1.93883	1.93883
第19期	1,082,400	1,052,532	0.01	1.60401	1.60401
第20期	1,052,532	1,006,681	0.01	1.30946	1.30946
第21期	1,006,681	993,955	0.01	1.04569	1.04569
第22期	993,955	1,111,068	0.01	1.20533	1.20533
第23期	1,111,068	1,262,295	0.01	0.78874	0.78874
第24期 (2020年1月1日から2020年9月30日)	1,262,295	1,029,728	0.01	0.27352	0.27352



<ニュージーランド・ドル・ポートフォリオ>

信託期間	投資信託 当初払込日	2004年7月23日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託 契約終了日	2020年9月30日		資産総額	290,353,220ニュージーランド・ドル
区分	投資信託 当初払込時	投資信託契約 終了時	差引増減	負債総額	185,152ニュージーランド・ドル
				純資産総額	290,168,068ニュージーランド・ドル
受益証券口数	2,500,000,000口	29,016,805,188口	26,516,805,188口	受益証券口数	29,016,805,188口
元本額	25,000,000ニュージーランド・ドル	290,168,068ニュージーランド・ドル	265,168,068ニュージーランド・ドル	1口当たり償還金	0.01ニュージーランド・ドル

各会計年度の状況（直近10会計年度）

計算期	期首純資産総額 (千ニュージーランド・ドル)	期末純資産総額 (千ニュージーランド・ドル)	1口当たり純資産価格 (ニュージーランド・ドル)	1万口当たり分配金	
				金額 (ニュージーランド・ドル)	分配率 (%)
第15期	810,415	782,402	0.01	2.12316	2.12316
第16期	782,402	658,500	0.01	1.88943	1.88943
第17期	658,500	453,672	0.01	1.90285	1.90285
第18期	453,672	337,525	0.01	2.52071	2.52071
第19期	337,525	291,769	0.01	2.62075	2.62075
第20期	291,769	263,495	0.01	1.69986	1.69986
第21期	263,495	269,035	0.01	1.25909	1.25909
第22期	269,035	302,458	0.01	1.33529	1.33529
第23期	302,458	379,265	0.01	0.83698	0.83698
第24期 (2020年1月1日から2020年9月30日)	379,265	290,168	0.01	0.38598	0.38598

VI. お知らせ

- オーストラリア・ドル・ポートフォリオおよびニュージーランド・ドル・ポートフォリオは、2020年9月30日付で、償還しました。